

年金を受給されている方が死亡したときに…  
未支給年金の手続きをご存じですか？



年金を受けている方がお亡くなりになり、その方に支払われるはずであった年金が残っているときには、ご遺族の方からの請求により未支給年金を受けとることができます。

未支給年金の請求

年金は、原則、受給されている方がお亡くなりになった場合亡くなった月の分までが支払われます。しかし、亡くなられた方に支払われるはずの年金が支払えずに残っている場合には、その分の年金（未支給年金といいます。）を、ご遺族の方で、死亡された方と生計を同じにしていた ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹が代わりに受け取ることができますので、「未支給年金・保険給付請求書」の手続きをしてください。請求できる順位も上記番号のとおりです。

また、受給権を満たして手続きをすれば年金を受けられる方が、その手続きをしないで死亡してしまった場合も、遺族の方は未支給年金を受けることができます。

未支給年金手続きに必要な書類

未支給年金の手続きには、以下の書類が必要となります。

- 年金を受けていた方が亡くなったことを確認できる戸籍謄本、戸籍抄本または住民票の除票
  - 亡くなった方と、未支給年金を請求される方の続柄が確認できる戸籍謄本または戸籍抄本
- ※1と2を戸籍謄本で確認できる方は、戸籍謄本は1部
- 亡くなった方と未支給年金を請求する方が、同一生計だったことが確認できる住民票の写し
- ※亡くなった方と別居していた方など、住民票で同一生計であったことが確認できない方は、別途「生計同一申立書」が必要です。
- 未支給年金を請求される方の振込先が確認できる金融機関の通帳

- 亡くなった方の年金証書
- ※亡くなった方の年金証書を紛失された場合は、ご請求時にその旨をご記入いただけます。

～必要書類の具体例～

| 請求者が配偶者の場合   |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなった方の年金証書</li> <li>亡くなった方の住民票除票</li> <li>亡くなった方の戸籍謄本</li> <li>請求者の住民票</li> <li>請求者の預金通帳</li> <li>住民票が別世帯の場合には生計同一申立書</li> </ul> |
| 請求者が子の場合   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなった方の年金証書</li> <li>亡くなった方の住民票の除票</li> <li>請求者の戸籍抄本</li> <li>請求者の住民票</li> <li>請求者の預金通帳</li> <li>住民票が別世帯の場合には生計同一申立書</li> </ul>   |

提出先は？

「未支給年金・保険給付請求書」の提出先は、お近くの年金事務所です。ただし、亡くなられた方が国民年金だけを受給していた場合に限り、役場戸籍年金窓口係へも請求書を提出することができます。

■問合せ先

詳しくは、帯広年金事務所お客様相談室 ☎0155 (65) 5001 または役場町民課戸籍年金窓口係 ☎(66) 4031へお問い合わせください。

高齢者の方が元気でいられるためのお手伝いをします

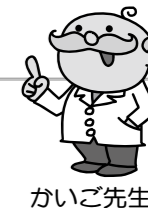
はっらっ元気 通信

お気軽にご相談ください

鹿追町トリムセンター内  
地域包括支援センター  
居宅介護支援事業所  
☎ 66-1311 FAX 66-1818

知っておこう!! 緊急通報機器について

前回までのあらすじ…鹿太郎さんは、生きがいデイサービスの申請を行い、週1回通所するようになり以前よりも活動的になりました。また、友人と交流する機会も増え、楽しい生活を送ることができるようになったようです。



かいご先生

鹿太郎さんはお友達の花子さん夫婦（85歳）のところへ遊びに行くと、花子さん夫婦も生活に不安があることを知り、かいご先生に相談することを提案しました。



花子さん

かいご先生、心配ごとがあるので相談にのってください。私は今、夫と一緒に生活しているけど、心臓病があって、何かあったときにどうしたらよいでしょうか。夫も介護サービスを受けていて夫に頼ることもなかなか難しく…。



夫婦で生活していても、何かあったときに急に助けを呼ぶことはなかなか難しいですね。



以前から呼吸が苦しくなって病院に行くこともあったし、救急車を呼んだこともあったけど、急に苦しくなったときに救急車を呼べるかどうか心配です。



そうですね。それであれば、緊急通報機器の設置申請をお勧めします。

この機器は、緊急通報機器やペンダント型ボタンを押すか熱感知器が異常を感じたときに緊急通報システムが作動し、自動的に消防署に通報され、消防署による状況確認が行われます。右図が緊急通報機器です。



緊急通報機器の申請はどうしたらいいですか。



緊急通報機器の申請は福祉課で行ってください。もし申請が通れば、無料で貸し出され、設置することができますよ。



設置できれば、日常生活も安心して生活することができると思います。

～次号へつづく～

地域包括支援センターからのお知らせ

～訪問ボランティアをご存じですか？～

町では、認知症サポーター養成講座を受けられた方の中で、ご協力いただける方に「訪問ボランティア」をお願いしています。現在、訪問ボランティアとして2人の方が登録し、認知症の方や、一人で外出することが難しくお話し相手を希望されている方のご自宅を訪問していただいています。高齢者の方も来てくれることをとても楽しみにしているようです。

訪問ボランティアについての詳しい内容は、鹿追町地域包括支援センター（トリムセンター内）までお問い合わせください。

